

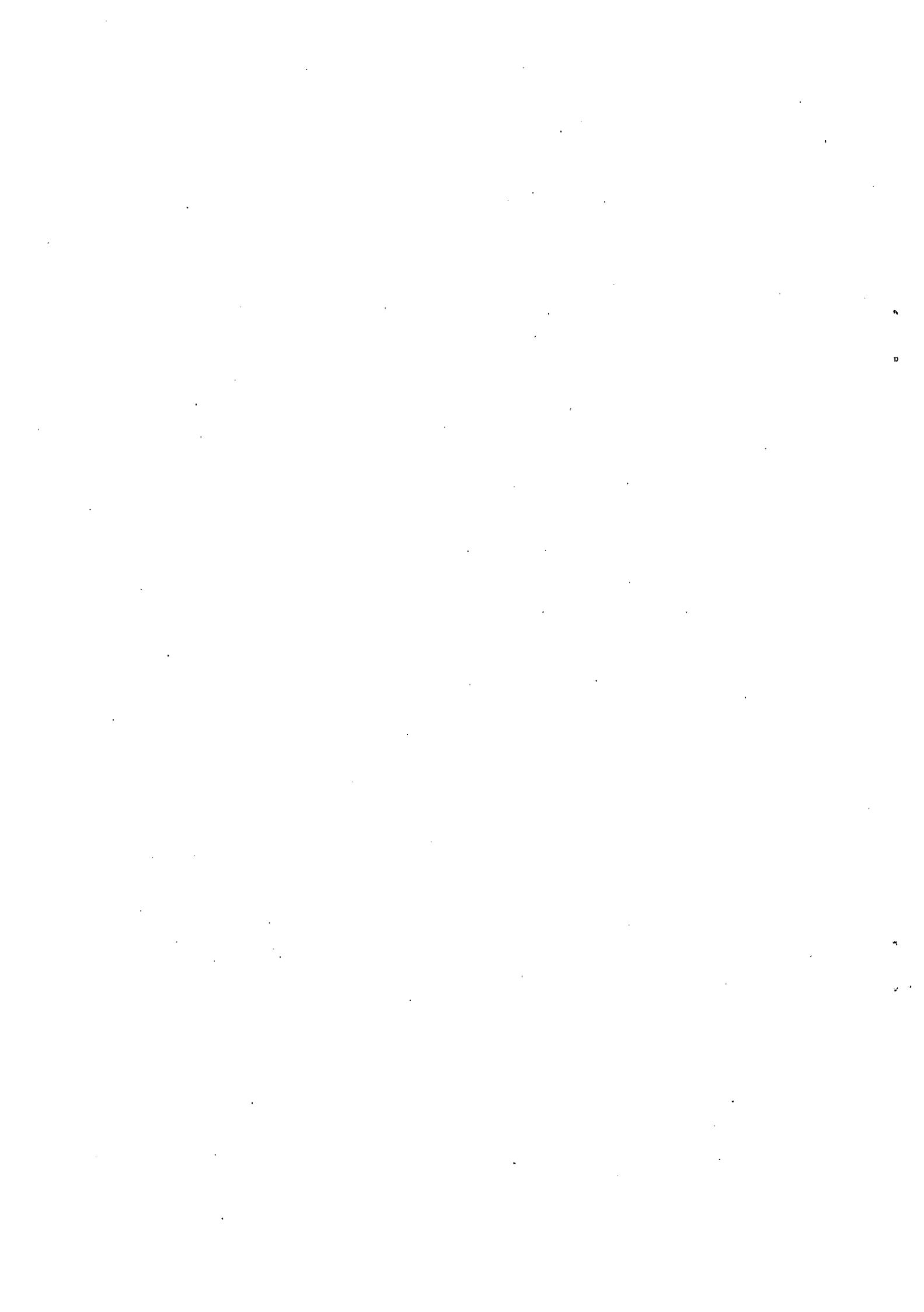
福祉生活病院常任委員会資料

(平成28年10月3日)

〔件　名〕

- 1 烏取県犯罪のないまちづくり推進条例の一部改正について
(くらしの安心推進課) . . . 1

生 活 環 境 部



条例名等	鳥取県犯罪のないまちづくり推進条例の一部改正について
提出理由及び概要	<p>1 提出理由 防犯カメラの設置等による防犯環境整備の推進を図るため、所要の改正を行う。</p> <p>2 概要 (1) 事業者の責務に、事業用施設への防犯カメラの設置等により地域における防犯環境整備に協力するよう努めることを加える。 (2) 防犯カメラ設置者等は、防犯カメラによって不当に人権が侵害されないようにするための措置を講ずるよう努めるものとともに、知事及び公安委員会は、共同してその措置の参考となるべき指針を定めることとする。 (3) その他所要の規定の整備を行う。 (4) 施行期日等 ア 施行期日は、公布日とする。 イ 鳥取県附属機関条例について、所要の規定の整備を行う。</p>

鳥取県犯罪のないまちづくり推進条例の一部を改正する条例

鳥取県犯罪のないまちづくり推進条例（平成20年鳥取県条例第44号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
目次 第1章・第2章 略 第3章 防犯環境整備（第15条～第22条） 第4章 優良防犯施設の認定（第23条） 第5章 犯罪被害者等の支援（第24条） 第6章 鳥取県犯罪のないまちづくり協議会（第25条～第30条） 第7章 雜則（第31条） 附則 (定義) 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 (1)～(5) 略 (6) 防犯カメラ 画像を記録媒体に保存する機能を備えたビデオカメラその他の撮影機器であって、犯罪を防止する目的で設置されるものをいう。 (7) 略 (事業者の責務) 第8条 事業者は、基本理念にのっとり、当該事業者が所有し、又は管理する施設（以下「事業用施設」という。）及びその事業活動における安全の確保と自主防犯活動への取組に努めるものとする。 2・3 略 4 事業者は、事業用施設に防犯カメラ、警察機関に通報することができる装置その他の犯罪の防止に配慮した設備等を備え、地域における防犯環境整備に協力するよう努めるものとする。 (防犯に配慮した自動販売機の普及) 第21条 略 (防犯カメラの適正な設置及び運用) 第22条 不特定多数の者が出入りする場所又は旅客施設若しくは車両等（高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号）第2条に規定する旅客施設又は車両等をいう。）に防犯カメラを設置し、又は運用する者（以下「防犯力	目次 第1章・第2章 略 第3章 防犯環境整備（第15条～第21条） 第4章 優良防犯施設の認定（第22条） 第5章 犯罪被害者等の支援（第23条） 第6章 鳥取県犯罪のないまちづくり協議会（第24条～第29条） 第7章 雜則（第30条） 附則 (定義) 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 (1)～(5) 略 (6) 略 (事業者の責務) 第8条 事業者は、基本理念にのっとり、当該事業者が所有し、又は管理する施設及びその事業活動における安全の確保と自主防犯活動への取組に努めるものとする。 2・3 略 (防犯に配慮した自動販売機の普及) 第21条 略 (防犯カメラの適正な設置及び運用) 第22条 不特定多数の者が出入りする場所又は旅客施設若しくは車両等（高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号）第2条に規定する旅客施設又は車両等をいう。）に防犯カメラを設置し、又は運用する者（以下「防犯力

<p><u>メラ設置者等」という。)は、防犯カメラによって 不当に人権が侵害されないようにするための措置を 講ずるよう努めるものとする。</u></p> <p><u>2 知事及び公安委員会は、共同して、前項の措置の 参考となるべき指針を定めるものとする。</u></p> <p><u>3 第12条第3項の規定は、前項の指針について準用 する。</u></p> <p><u>4 県は、防犯カメラ設置者等に対し、第1項の措置 について必要な情報の提供、助言その他の措置を講 ずるものとする。</u></p>	<p><u>第23条 略</u></p> <p><u>第24条 略</u></p> <p>(設置)</p> <p><u>第25条 略</u></p> <p>(組織)</p> <p><u>第26条 略</u></p> <p>(委員)</p> <p><u>第27条 略</u></p> <p>(会長)</p> <p><u>第28条 略</u></p> <p>(会議)</p> <p><u>第29条 略</u></p> <p>(運営に関する細則)</p> <p><u>第30条 略</u></p> <p><u>第31条 略</u></p>
---	--

第22条 略

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
(鳥取県附属機関条例の一部改正)
- 2 鳥取県附属機関条例（平成25年鳥取県条例第53号）の一部を次のように改正する。
別表第1 鳥取県犯罪のないまちづくり協議会の項中「第24条」を「第25条」に改める。

目次

- 第1章 総則（第1条—第9条）
- 第2章 自主防犯活動等（第10条—第14条）
- 第3章 防犯環境整備（第15条—第22条）
- 第4章 優良防犯施設の認定（第23条）
- 第5章 犯罪被害者等の支援（第24条）
- 第6章 鳥取県犯罪のないまちづくり協議会（第25条—第30条）
- 第7章 雜則（第31条）

附則

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、犯罪のないまちづくりの推進について、基本理念を定め、県、市町村、県民、防犯団体等及び事業者の責務を明らかにするとともに、その基本となる事項を定めること等により、防犯施策を総合的かつ計画的に推進し、もって犯罪のないまちづくりに寄与することを目的とする。

(定義)

- 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。
- (1) 犯罪のないまちづくり 犯罪が防止され、県民が犯罪におびえることなく安心して暮らすことができる地域社会を実現していくことをいう。
 - (2) 防犯団体等 自主防犯活動を行うことを目的として設立された団体、自主防犯活動を行う地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第1項に規定する地縁による団体その他犯罪のないまちづくりの推進に資する活動を行う団体をいう。
 - (3) 防犯施策 犯罪のないまちづくりを推進するために、県又は市町村が実施する施策をいう。
 - (4) 犯罪被害者等 犯罪被害者等基本法（平成16年法律第161号）第2条第2項に規定する犯罪被害者等をいう。
 - (5) 自主防犯活動 犯罪のないまちづくりを推進するために、県民、防犯団体等又は事業者（以下「県民等」という。）が行う自主的な活動をいう。
 - (6) 防犯カメラ 画像を記録媒体に保存する機能を備えたビデオカメラその他の撮影機器であつて、犯罪を防止する目的で設置されるものをいう。
 - (7) 防犯環境整備 犯罪のないまちづくりを推進するために、県、市町村及び県民等が行う生活環境の整備に係る取組をいう。

(基本理念)

- 第3条 犯罪のないまちづくりは、日常生活において自らの安全（犯罪に対するものとする。以下同じ。）は自らが守るという意識の下に行われる、県民一人一人の自主的な取組を基本として推進されなければならない。
- 2 犯罪のないまちづくりは、県民等が互いの自主性を尊重しつつ、協力して取り組むことにより推進されなければならない。
- 3 犯罪のないまちづくりは、県、市町村及び県民等の適切な役割分担及び協働の下で推進されなければならない。
- 4 犯罪のないまちづくりは、犯罪被害者等の権利利益の保護が図られるよう推進されなければならない。

(県の責務)

- 第4条 県は、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、広域的な見地から総合的な防

犯施策を策定し、市町村及び県民等と協働してこれを実施しなければならない。

(市町村の責務)

第5条 市町村は、基本理念にのっとり、地域の特性、実情等に即して防犯施策を策定し、及び実施するものとし、県及び県民等との連携に努めるものとする。

(県民の責務)

第6条 県民は、基本理念にのっとり、犯罪のないまちづくりに関する理解を深め、日常生活における自らの安全の確保と地域における自主防犯活動への積極的な参加に努めるものとする。

2 県民は、犯罪のないまちづくりを進める上で各人の規範意識が重要な役割を有していることを認識し、協力して家庭や地域において規範意識を醸成するよう努めるものとする。

3 県民は、防犯施策に協力するよう努めるものとする。

(防犯団体等の責務)

第7条 防犯団体等は、基本理念にのっとり、地域における自主防犯活動を主体的に企画し、これを実施するよう努めるものとする。

2 防犯団体等は、前項の自主防犯活動を実施するに当たっては、県、市町村及び他の防犯団体等との連携を図ることにより、その効果的な推進に努めるものとする。

3 防犯団体等は、地域において防犯施策に協力するよう努めるものとする。

(事業者の責務)

第8条 事業者は、基本理念にのっとり、当該事業者が所有し、又は管理する施設（以下「事業用施設」という。）及びその事業活動における安全の確保と自主防犯活動への取組に努めるものとする。

2 事業者は、従業員が自主防犯活動に参加しやすい環境の整備に努めるものとする。

3 事業者は、防犯施策に協力するよう努めるものとする。

4 事業者は、事業用施設に防犯カメラ、警察機関に通報することができる装置その他の犯罪の防止に配慮した設備等を備え、地域における防犯環境整備に協力するよう努めるものとする。

(推進計画)

第9条 知事は、県が防犯施策を総合的かつ計画的に推進するための計画（以下「推進計画」という。）を定めるものとする。

2 推進計画には、次に掲げる事項を定めるものとする。

- (1) 防犯施策の推進に関する基本的な方針
- (2) 自主防犯活動の促進に関する事項
- (3) 防犯環境整備の促進に関する事項
- (4) 犯罪被害者等の支援に関する事項
- (5) その他犯罪のないまちづくりを推進するために必要な事項

3 知事は、推進計画を定めようとするときは、あらかじめ、鳥取県犯罪のないまちづくり協議会の意見を聴くものとする。

4 知事は、推進計画を定めたときは、遅滞なく、これをインターネットの利用その他の方法により公表するものとする。

5 前2項の規定は、推進計画の変更について準用する。ただし、鳥取県犯罪のないまちづくり協議会があらかじめ定めた軽微な変更については、この限りでない。

第2章 自主防犯活動等

(自主防犯活動の促進)

第10条 県は、県民等が犯罪のないまちづくりに関する理解を深め、自主防犯活動が活発に行われるよう、必要な広報その他の啓発活動を行うとともに、情報の提供、助言その他の措置を講ずるものとする。

2 県は、自主防犯活動を行う防犯団体等及びその指導者の育成のための支援を行うものとする。

(通報等)

第11条 人の生命、身体、財産等に危害を加え、又はそのおそれがある者（以下「不審者等」という。）を発見

した者は、警察その他の関係機関に通報するよう努めるものとする。

- 2 前項の規定による通報を受けた警察その他の関係機関は、必要があると認めるときは、周辺住民等に対し、当該不審者等の情報を提供し、地域における犯罪の防止のために必要な措置を講ずるものとする。

(児童等の安全の確保)

第12条 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校（大学を除く。）、同法第124条に規定する専修学校（同法第125条第1項に限定する高等課程に限る。）又は児童福祉法（昭和22年法律第164号）第7条第1項に規定する児童福祉施設（以下「学校等」という。）の設置者等（施設を設置し、又は管理する者をいう。以下同じ。）は、当該学校等における児童、生徒又は幼児（以下「児童等」という。）の安全を確保するために必要な措置を講ずるものとする。

- 2 知事及び教育委員会は、公安委員会と協議して、前項の措置の参考となるべき指針を定めるものとする。
3 知事及び教育委員会は、前項の指針を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これをインターネットの利用その他の方法により公表するものとする。
4 県は、学校等の設置者等に対し、第1項の措置について、必要な情報の提供、助言その他の措置を講ずるものとする。

第13条 学校等の設置者等、通学路等（学校等への通学、通園等の用に供される道路又は児童等が利用する公園、広場等をいう。以下同じ。）を管理する者及び通学路等に係る地域を管轄する警察署長は、児童等の保護者及び通学路等に係る地域の防犯団体等と連携して、当該通学路等における児童等の安全を確保するために必要な措置を講ずるものとする。

- 2 知事及び教育委員会は、公安委員会と協議して、前項の措置の参考となるべき指針を定めるものとする。
3 前条第3項の規定は、前項の指針について準用する。

(高齢者等の安全の確保)

第14条 県は、高齢者、障害者その他犯罪を防止する上で特別な配慮を必要とする者（以下「高齢者等」という。）及び高齢者等の日常生活の支援を行う者に対し、高齢者等が犯罪により害を被ることがないようにするために必要な情報の提供、助言その他の措置を講ずるものとする。

第3章 防犯環境整備

(防犯に配慮した住宅)

第15条 住宅の設計又は建築を業とする者（以下「住宅業者」という。）は、犯罪の防止に配慮した構造、設備等を有する住宅（以下「防犯住宅」という。）の普及が進むよう努めるものとする。

- 2 共同住宅を所有し、又は管理する者（以下「共同住宅所有者等」という。）は、当該住宅を防犯住宅とするために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。
3 知事及び公安委員会は、共同して、住宅を防犯住宅とする上で参考となるべき指針を定めるものとする。
4 第12条第3項の規定は、前項の指針について準用する。
5 県は、住宅業者、共同住宅所有者等、住宅を建築しようとする者又は住宅に居住する者に対し、防犯住宅の構造、設備等について必要な情報の提供、助言その他の措置を講ずるものとする。

(防犯に配慮した公園等)

第16条 公園又は道路（以下「公園等」という。）の設置者等は、当該公園等を犯罪の防止に配慮した構造、設備等を有するものとするために必要な措置を講ずるものとする。

- 2 知事及び公安委員会は、共同して、前項の措置の参考となるべき指針を定めるものとする。
3 第12条第3項の規定は、前項の指針について準用する。
4 県は、公園等の設置者等に対し、犯罪の防止に配慮した公園等の構造、設備等について必要な情報の提供、助言その他の措置を講ずるものとする。

(防犯に配慮した自動車駐車場等)

第17条 自動車駐車場又は自転車駐輪場（以下「駐車場等」という。）の設置者等は、当該駐車場等を犯罪の防止に配慮した構造、設備等を有するものとするために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

- 2 知事及び公安委員会は、共同して、前項の措置の参考となるべき指針を定めるものとする。

- 3 第12条第3項の規定は、前項の指針について準用する。
- 4 県は、駐車場等の設置者等に対し、犯罪の防止に配慮した駐車場等の構造、設備等について必要な情報の提供、助言その他の措置を講ずるものとする。

(深夜小売業者等の防犯措置)

第18条 深夜（午後10時から翌日の午前6時までの時間をいう。）において小売業を営む者並びに銀行その他の金融機関及び貸金業法（昭和58年法律第32号）第2条第2項に規定する貸金業者（以下「深夜小売業者等」という。）は、その営業のための施設を犯罪の防止に配慮した構造、設備等を有するものとするために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

- 2 知事及び公安委員会は、共同して、前項の措置の参考となるべき指針を定めるものとする。
- 3 第12条第3項の規定は、前項の指針について準用する。
- 4 県は、深夜小売業者等に対し、第1項の措置について必要な情報の提供、助言その他の措置を講ずるものとする。

(空家の防犯措置)

第19条 空家を所有し、又は管理する者は、当該空家が犯罪に利用されることを防止するため、侵入の防止その他管理上必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(防犯に配慮した自動車等の普及)

第20条 自動車、原動機付自転車又は自転車（以下「自動車等」という。）の販売、貸出し又は整備を業とする者は、盗難の防止に配慮した構造又は設備を有する自動車等及びその盗難を防止するための装置の普及に努めるものとする。

(防犯に配慮した自動販売機の普及)

第21条 自動販売機の販売又は貸出しを業とする者は、盗難の防止に配慮した構造又は設備を有する自動販売機の普及に努めるものとする。

- 2 自動販売機の設置者等は、当該自動販売機からの盗難を防止するために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(防犯カメラの適正な設置及び運用)

第22条 不特定多数の者が出入りする場所又は旅客施設若しくは車両等（高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号）第2条に規定する旅客施設又は車両等をいう。）に防犯カメラを設置し、又は運用する者（以下「防犯カメラ設置者等」という。）は、防犯カメラによって不当に人権が侵害されないようにするための措置を講ずるよう努めるものとする。

- 2 知事及び公安委員会は、共同して、前項の措置の参考となるべき指針を定めるものとする。
- 3 第12条第3項の規定は、前項の指針について準用する。
- 4 県は、防犯カメラ設置者等に対し、第1項の措置について必要な情報の提供、助言その他の措置を講ずるものとする。

第4章 優良防犯施設の認定

第23条 知事は、規則で定めるところにより、防犯のための措置が講じられていると認める施設を、優良防犯施設として認定することができる。

- 2 前項の規定により認定した施設が優良防犯施設に該当しなくなったときは、知事は、同項の認定を取り消すことができる。

第5章 犯罪被害者等の支援

第24条 県は、犯罪被害者等の支援に関し、県下各地域の状況に応じた施策を策定し、国、市町村及び犯罪被害者等を支援する活動を行う民間団体と連携して、これを実施するものとする。

- 2 県民等は、犯罪被害者等が犯罪被害者等であることを事由として不当に差別を受けることがないようその権利を擁護するとともに、犯罪被害者等の名譽及び生活の平穀を害することがないよう十分配慮するものとし、県は、教育活動、広報活動等を通じて、その重要性等について県民の理解を深めるよう必要な施策を講ずるものとする。

第6章 鳥取県犯罪のないまちづくり協議会

(設置)

第25条 推進計画の策定、推進計画に基づく防犯施策の実施状況その他犯罪のないまちづくりに関する重要事項を調査審議させるため、附属機関として、鳥取県犯罪のないまちづくり協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(組織)

第26条 協議会は、委員10人以内で組織する。

(委員)

第27条 委員は、犯罪のないまちづくりに関し識見を有する者のうちから、知事が任命する。

2 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任されることができる。

(会長)

第28条 協議会に会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

3 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長が指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第29条 協議会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 協議会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

3 協議会の会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(運営に関する細則)

第30条 この章に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

第7章 雜則

第31条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(鳥取県附属機関条例の一部改正)

2 鳥取県附属機関条例（平成25年鳥取県条例第53号）の一部を次のように改正する。

別表第1 鳥取県犯罪のないまちづくり協議会の項中「第24条」を「第25条」に改める。

防犯カメラの設置及び運用に関する指針（諮詢案）

第1 通則

1 目的

この指針は、犯罪が防止され、県民が安全で安心に暮らすことができる地域社会の実現を目指して、鳥取県犯罪のないまちづくり推進条例（平成20年鳥取県条例第44号）第22条第2項の規定に基づき、防犯カメラを設置し、又は運用する者（以下「防犯カメラ設置者等」という。）に対し、防犯カメラの設置・運用の参考となる事項を示すことにより、犯罪を防止するとともに、人権を侵害することのない防犯カメラの適正な設置・運用を図ることで、犯罪のないまちづくりに寄与することを目的とする。

2 基本的な考え方

- (1) 人には、自分の容貌、姿態をみだりに撮影されたり、公表されたりすることのない自由があり、プライバシーの保護など人権を侵害しないよう十分な配慮が必要である。
また、画像は、特定の個人を識別できる場合（他の情報と照合することで、特定の個人を識別することができる場合を含む。）には、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）及び鳥取県個人情報保護条例（平成11年鳥取県条例第3号）（以下「個人情報保護法等」という。）に定める「個人情報」に該当し、個人情報保護法等に基づき取り扱うことが必要である。
- (2) この指針は、防犯カメラの犯罪防止機能強化と県民のプライバシーの保護等との調和を図る観点から防犯カメラ設置者等に配慮していただく基本的な事項をまとめたもので、防犯カメラ設置者等に対して何らかの規制を課すものではない。
- (3) この指針は、社会状況の変化、技術の進展等を踏まえ、必要に応じて見直すものとする。
- (4) この指針の対象となるのは、今後、設置しようとする時だけでなく、既に設置済みの場合も含め、この指針に沿って、プライバシーなどに十分配慮しながら、防犯カメラの適正な設置・運用に努めるものとする。

3 対象となる防犯カメラ

設置主体にかかわらず、次のすべての要件を満たすカメラとする。

- (1) 設置目的
「犯罪の防止」を目的とするカメラ
※利用者の安全確保、事故防止など複数の設置目的をもつカメラであっても、設置目的に「犯罪の防止」が含まれるカメラは、この指針の対象とする。
- (2) 設置場所
不特定多数の者が出入りする場所などに設置されたカメラ
(例示)
 - ア 公園、広場、道路、駐車場、駐輪場
 - イ 商店街、繁華街
 - ウ 空港ターミナル、鉄道駅、バスターミナル、フェリー乗り場
 - エ 列車、バス、タクシー、旅客船等公共交通機関の車（船）内
 - オ 官公庁、金融機関、小売店・百貨店・複合施設などの商業施設
 - カ 劇場・映画館、スポーツ・レジャー施設
 - キ ホテル・旅館
 - ク 共同住宅の共用部分等不特定多数の人が出入り可能な場所
 - ケ 病院 など
- (3) 装置
画像を記録媒体に保存する機能を備えたカメラ

※画像を記録媒体に保存する機能を備えていないカメラは、画像の漏えいや目的外の利用の恐れがないことから、この指針の対象にはならないが、不特定多数の者を撮影している場合は、プライバシーの保護に配慮してこの指針に準じた運用を行うよう努めるものとする。

第2 防犯カメラの設置及び運用に関する事項

1 設置目的の明確化

防犯カメラ設置者等は、防犯カメラの設置目的を明確に定め、目的を逸脱した利用を行わないこととする。

2 防犯カメラの設置場所及び撮影範囲

防犯カメラ設置者等は、不必要的撮影を防ぐため、設置場所、撮影方向及び方法、設置台数を定め、撮影範囲を必要最小限にすることとして、住宅内部などの私的空间を撮影しないものとする。

※画像は、その取扱いによってはプライバシーを侵害する恐れがあり、どこでも防犯カメラを設置してよいというものではない。

3 防犯カメラを設置していることの表示

防犯カメラ設置者等は建物や施設の出入り口など設置区域内の見やすい場所に、防犯カメラ設置者等の名称や防犯カメラを設置していることを表示することとする。ただし、施設内等で防犯カメラ設置者等が明らかな場合は、防犯カメラ設置者等の名称等を省略することができるものとする。

※防犯カメラ設置の表示は、犯罪の防止効果を高めるとともに、プライバシーの保護に不安を感じる方、防犯カメラに写りたくない方に配慮するため行うものである。表示は個々のカメラ毎に設置表示を求めているものではない。

4 管理責任者及び操作取扱者の指定

- (1) 防犯カメラ設置者等は、適切な画像の取扱い、情報漏えい防止、画像の適切な保管などに配慮するため、管理責任者を指定することとする。
- (2) 管理責任者は、自ら防犯カメラの操作ができない場合は、操作取扱者を指定し、機器の操作等を行わせることとし、指定された操作取扱者以外の操作を行わせないこととする。

5 防犯カメラ設置・管理責任者等の責務

防犯カメラ設置者等、管理責任者及び操作取扱者（以下「防犯カメラ設置・管理責任者等」という。）には、プライバシーに十分配慮した取扱いをするため、次のような責務がある。

- (1) 画像を適正に保存し、管理すること。
- (2) 知り得た情報を漏えいし、又は不当な使用をしないこと。（防犯カメラ設置・管理責任者等でなくなった後においても同様。）
- (3) 防犯カメラ設置・管理責任者等以外の者が、画像により知り得た情報の漏えい、又は不当な使用をしないよう必要な措置をとること。
- (4) その他、適正な管理・運用に関し、必要な措置をとること。

6 画像の適正な管理

防犯カメラ設置・管理責任者等は、画像の漏えい、滅失、き損、改ざん防止など画像の安全管理を図るため、次の事項に留意し、必要な措置を講じることとする。

※記録媒体の小型化、大容量化が進む中で、画像のコピーや持ち出しが容易になっていることから、安全管理対策が重要となっている。

- (1) 画像の不必要的複写や加工を行わないこと。
- (2) モニターや録画装置、記録媒体がある場所は、許可した者以外の立入禁止や施錠など施設の状況に応じて情報漏えい防止措置を講じること。
- (3) 画像が記録された記録媒体は、保管庫に施錠して保管し、外部への持ち出し・転送ができない措

置を講じること。

- (4) 画像の保管期間は、目的達成のため必要最小限の期間とすること。
※プライバシーの保護や安全管理のため、画像の保管はできるだけ短期間とし、原則として「1ヶ月以内」とする。
- (5) 保管期間が終了した画像は、復元不能となるよう確実に消去し、記録された記録媒体を廃棄する場合は、破碎するなど、画像が読み取れない状態にすること。
- (6) パソコンで画像を取り扱う場合は、パソコンのコンピューターウィルス対策等の措置を十分に講じること。
- (7) 防犯カメラをインターネットに接続し、又は無線を利用して運用する場合は、防犯カメラに適切なパスワードを設定するなど、外部へ情報が漏えいすることのないよう防止措置を講じること。

7 画像の利用及び閲覧等の制限

防犯カメラ設置・管理責任者等は、プライバシーなどの人権が侵害されることのないよう、次の場合を例外として、他の目的での利用や他の者への閲覧又は提供（以下「閲覧等」という。）を行わないこととする。

- (1) 法令に基づく場合
- (2) 捜査機関から犯罪・事故の捜査のため情報提供を求められた場合
- (3) その他、人の生命、身体又は財産の安全確保その他公共の利益のために必要がある場合
行方不明者の安否確認、災害発生時に被害状況を情報提供する場合など。

※画像を閲覧等する場合は、閲覧等の必要性を十分に検討する必要があり、その際、閲覧等の相手方から身分証明書等の提出を求めるなど身元の確認を行うこととする。また、画像を閲覧等したときは、閲覧等日時、閲覧等の相手方、閲覧等理由、閲覧等した画像の内容等を記録しておくこととする。

8 秘密の保持

- (1) 防犯カメラ設置・管理責任者等は、防犯カメラの管理・運用を通じて知り得た個人の情報をみだりに他に漏らし、又は不当な目的のために使用してはならないものとし、その職でなくなった後においても同様とする。
- (2) 防犯カメラ設置・管理責任者等は、7により画像を閲覧等した相手方に対し、閲覧等により知り得た個人の情報をみだりに他に漏らし、又は不当な目的のために使用しないよう、必要な措置をとるものとする。

9 個人情報保護法等の遵守

画像は、特定の個人が識別できる場合には、個人情報保護法等に定める「個人情報」に該当し、個人情報保護法等に基づき、適正に取り扱うことが必要である。

10 問い合わせ及び苦情等への対応

防犯カメラ設置者等は、その取り扱う防犯カメラの設置・管理等に関する問い合わせや苦情には、誠実かつ迅速な対応に努めるものとする。

11 業務の委託

防犯カメラ設置者等は、防犯カメラの設置、施設管理業務や警備業務等を委託する場合は、第3で定める管理・運用規程の遵守を委託契約の条件にするなど、適正な設置・運用を徹底するものとする。

12 保守点検

防犯カメラ設置者等は、防犯カメラが適正に作動するよう、定期的に保守点検を行うこととする。

第3 防犯カメラ管理・運用規程の策定

防犯カメラを設置し、又は設置しようとしている場合は、管理・運用を適切に行うため、この指針や管理・運用規程の参考例をもとに、利用目的や利用形態に合わせて「防犯カメラ管理・運用規程」を定めるよう、努めるものとする。

また、規程の内容は、防犯カメラを取り扱う者全員に徹底させることが必要である。

【防犯カメラ管理・運用規程（参考例）】

1 趣旨

この規程は、個人のプライバシーに配慮しつつ、次項に定める設置目的を達成するため、●●●施設に設置する防犯カメラの設置及び運用に関し必要な事項を定めるものとし、もってその適正な設置・運用を図るものとする。

2 設置目的

防犯カメラは●●●施設における犯罪の防止及び事故防止のために設置するものとする。

又は

●●●施設に次の目的のため、防犯カメラを設置する。

ア 犯罪の未然防止及び事故防止

イ 来店者の動線分析

ウ 来店者数、混雑度等の情報分析

（その他設置目的があれば列挙）

※個人のプライバシーに配慮した適正な防犯カメラの設置・運用には、まず、カメラの設置目的をきちんと定めることが大切である。

3 管理責任者等

(1) 防犯カメラの適正な設置・運用を図るため、管理責任者を置くものとする。

(2) 管理責任者は●●●●とする。

(3) 管理責任者は防犯カメラの操作を行わせるため、操作取扱者を置くものとする。

(4) 操作取扱者は、●●●●（※）とし、管理責任者の指導、監督を受けるものとする。

※又は、「管理責任者が指定した者」とする。

(5) 管理責任者及び操作取扱者（以下「管理責任者等」という。）の責務は次のとおりとする。

ア 画像を適正に保存し、管理すること。

イ 知り得た情報を漏えいし、又は不当な使用をしないこと。（管理責任者等でなくなった後ににおいても同様。）

ウ 管理・運用に従事する他の者が、画像により知り得た情報の漏えい、又は不当な使用をしないよう必要な措置をとること。

エ その他、適正な管理・運用に関し、必要な措置をとること。

4 設置の場所等

(1) 設置の場所及び設置台数

別紙配置図のとおり、●●●施設に●台の防犯カメラを設置する。

※配置図には、カメラの設置場所、撮影方向を表示する。（別紙配置図参照）

(2) 設置の表示

防犯カメラの撮影区域内の見やすい位置に、「防犯カメラ作動中」と記載した表示板を掲示する。表示板には設置者名を記載するものとする。

※施設内等で防犯カメラの設置者が明らかな場合は、設置者の名称等を省略することができる。

(3) モニター装置及びカメラの操作装置等の設置場所は●●室とし、原則として、管理責任者等及び管理責任者が許可した者以外は立ち入らせない。

(4) 設置場所や撮影範囲が適切かなど、適宜見直しをするものとする。

5 画像の保管

(1) 保管場所

録画装置の保管場所は、●●室とし、記録媒体は保管庫に施錠して保管する。
原則として画像の外部への持ち出し、転送を禁止する。

(2) 立入制限

保管場所には、管理責任者等及び管理責任者が許可した者以外は立ち入らせない。

(3) 保管期間

保管期間は、●力月とする。ただし、管理責任者が特に必要があると認める場合は、保管期間を延長することができる。

(4) 画像の消去

保管期間を経過した画像は、上書き等により速やかにかつ確実に消去するものとする。記録媒体に記録された画像を廃棄する場合には、管理責任者を含め複数人で完全に消去されたことを確認のうえ廃棄する。

6 画像の利用及び提供の制限

画像は、設置目的以外の目的のために利用しないものとする。

また、次の場合を除き第三者へ閲覧又は提供（以下「閲覧等」という。）をしないものとする。

(1) 法令に基づく場合

(2) 捜査機関から犯罪・事故の捜査のため情報提供を求められた場合

(3) その他、人の生命、身体又は財産の安全確保その他公共の利益のために必要がある場合 行方不明者の安否確認、災害発生時に被害状況を情報提供する場合など。

※防犯目的以外の設置目的があり、当該目的達成のため第三者に閲覧等する必要性がある場合はその内容を記載する。

(4) 画像の閲覧等を行うときは、閲覧等日時、画像閲覧等先、閲覧等理由、閲覧等した画像の内容等を別紙様式に記録するものとする。（別紙様式（参考例）参照）

7 保守点検

防犯カメラの機能維持のため、●力月ごとに保守点検を行うものとする。

8 秘密の保持

(1) 管理責任者等は、防犯カメラの管理・運用を通じて知り得た個人の情報をみだりに他に漏らし、又は不当な目的のために使用してはならないものとし、その職でなくなった後においても同様とする。

(2) 管理責任者等は、6により画像を閲覧等した第三者に対し、閲覧等により知り得た個人の情報をみだりに他に漏らし、又は不当な目的のために使用しないよう、必要な措置をとるものとする。

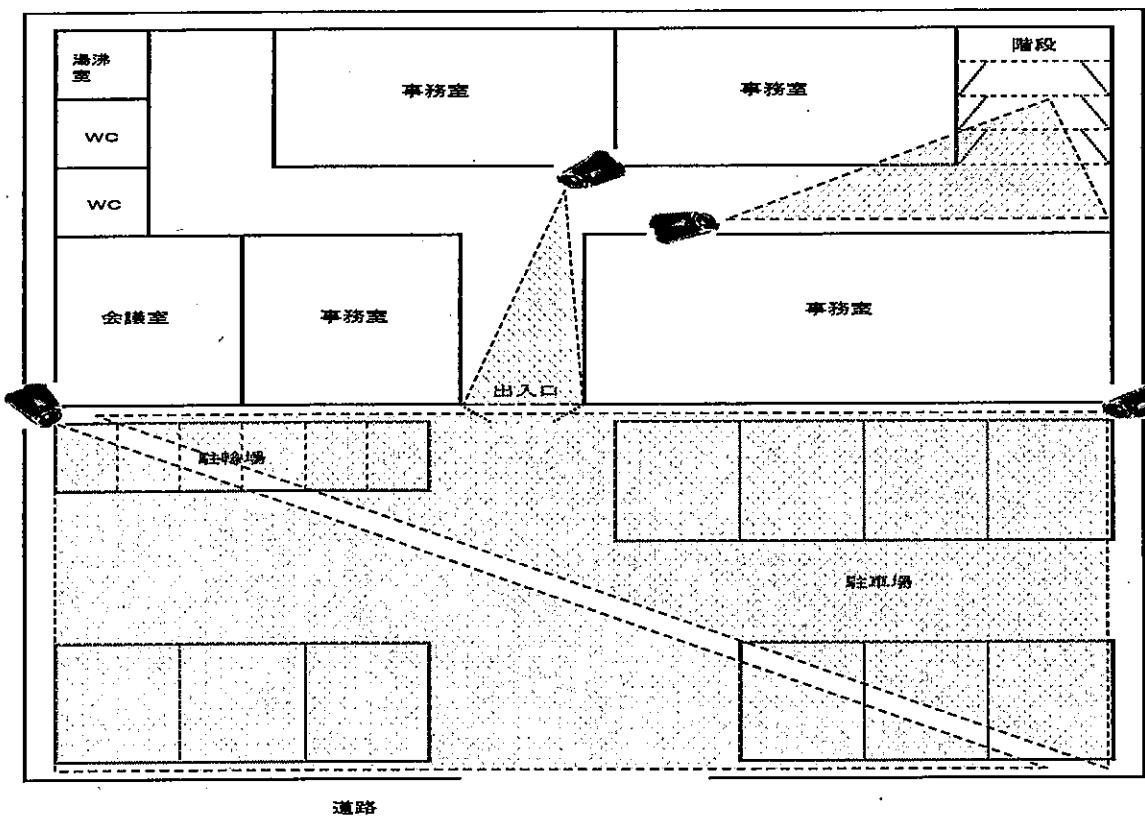
9 個人情報保護法等の遵守

画像は、個人情報の保護に関する法律及び鳥取県個人情報保護条例に基づき適正に取り扱うものとする。

10 問い合わせ・苦情等の処理

管理責任者又はその指定を受けた苦情処理担当者は、防犯カメラの設置及び管理に関する問い合わせ・苦情等を受けたときは、誠実かつ迅速に対応するものとする。

別紙配置図



別紙様式（参考例）

画像閲覧等記録書

閲覧等日時		年 月 日() 時 分
画像	閲覧等の相手方 (所属)	
閲覧	職・氏名	
等	連絡先	
先		
閲覧等理由		
画像内容		
撮影範囲		
録画期間	年 月 日() 時 分 秒 から 年 月 日() 時 分 秒 まで	
閲覧等方法	<input type="checkbox"/> 閲覧のみ <input type="checkbox"/> 画像データの提供 (提供方法) <input type="checkbox"/> 記録媒体 (媒体： <input type="checkbox"/> その他 ()	
その他	ネットワーク利用))	
閲覧等取扱者氏名		

平成28年度一般会計補正予算説明資料

3款 民政費

1項 社会福祉費

1目 社会福祉総務費

くらしの安心推進課（内線：7183）

(単位：千円)

事業名	補正前	補正	計	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
犯罪のないまちづくり普及啓発事業	2,446	1,475	3,921				1,475	
トータルコスト	9,464	1,475	10,939	(補正に係る主な業務内容)				
従事する職員数	0.9人	0.0人	0.9人	防犯カメラ設置・運用指針の普及啓発				
工程表の政策目標（指標）	犯罪発生件数を平成28年までに6.9件／千人とする。 鳥取県優良防犯施設の認定を延べ100施設とする。							

事業内容の説明

1 事業の目的・概要

犯罪のないまちづくりへの取組を一層推進するため、「犯罪のないまちづくり推進条例」を一部改正し、事業者の地域における防犯環境整備への協力に関する事項及び防犯カメラを設置・運用する場合の人権配慮に係る事項等を新たに規定するとともに、防犯カメラの適正な設置・運用の参考となる「防犯カメラの設置及び運用に関する指針」を策定することを進めており、これを実効性のあるものとしていくために、県民及び事業者への普及啓発を図る。

2 主な事業内容

(単位：千円)

区分	予算額	内 容
条例改正及び指針策定に係る普及啓発事業	1,475	条例改正及び指針策定について広く県民及び事業者等に周知するとともに、犯罪のないまちづくりへの取組を一層推進するため普及啓発を図る。 ・指針（リーフレット）作成配布 ・新聞啓発広報

3 これまでの取組状況、改善点

平成27年中の刑法犯認知件数は3,388件（前年比△689件）であり、平成16年から12年連続で減少した。

(単位：件)

	平成25年	平成26年	平成27年
刑法犯認知件数	4,279	4,077	3,388
増減（対前年）	△34	△202	△689

